

水利権に関する法社会学的研究

— 農業水利権と農村経済構造について —

土 屋 生

はしがき。

1 農業水利慣行と農村経済構造の実態。

- (1) 雄蛇池。
- (2) 用水組合。
- (3) 番水。
- (4) 通水及部落内の配水。
- (5) 用水譲渡及用水権移転。
- (6) 水利費。
- (7) 水論。

(8) 部落構造。

2 慣行農業水利権構造と村落構造。

- (1) 水利権の主体及内容と村落構造。
- (2) 水利権の客体と村落構造。
- (3) 水利権の成立と村落構造。
- (4) 水利権の強弱と村落構造。
- (5) 水利権の移転関係と村落構造。
- (6) 水論及水利権消滅と村落構造。

は し が き

水の利用をめぐる人間関係についての法的規定は我が国に於ては民法、河川法、土地改良法及び府県条例であるがこれらは水利関係の規律を直接の目的とするものではない。

従つて現実の水利関係は地方の慣習に依存することが多い。特に農業水利関係に於てそれが甚しい。それ故に水利権の一つとして、農業水利権を問題にする場合は文献的研究及び判例研究と併せて水利慣行の実態とその慣行を支えておる社会経済基盤の分析を通じてのみ把握し得るものとするのであるが、文献的研究及び判例研究については他の研究者に依つて比較的多く行われているので、私は本稿に於ては水利権の一つとして農業水利権を取りあげて法律社会学的に若干の考察を試みて見る積りである。

1 農業水利慣行と村落構造の実態

両者の実態の具体相を示すため吾人の調査せるものゝ代表的なものとして、千葉県山武郡の雄蛇池水系の実態について述べて見よう。

(1) 雄蛇池

上総国養安寺と山口村の境界に位置する所に古来より白鳥沼と称する小沼ありしが、この沼は慶長の初期に於て雄蛇池に名をあらためられたのであるが水量極めて少なく近隣の用水としては殆んど利用価値は認められず、当地方の田地は旱害を受けること甚だしき状態であった。徳川家康の時代、代官島田伊伯之を憂い、慶長九年より同十九年に至る十年の歳月を費やし溪谷と水田に堰堤を築造して貯水池とせる池にして池の総面積廿五町歩余、水源保護のため入会山林廿町余あり、貯水池の地籍には養安寺村の田地を包含しおりしたため慶長七、八年頃水下10ヶ村（山口、田中、福俵、台方、辺田方、高畑、押堀、川場、堀上、大豆谷）は養安寺に対し地積の代償として、替地の提供とこの地の居住者に科転料を提供して承認を得たのであるから築造当時から拾ヶ村の入会地として独立の一區劃をしていたが、明治廿二年町村分合当時行政区劃上大和村に編入せられるもその拾ヶ部落入会共有地なることは同様である。

昭和九年農林省補助のもとに、増水工事を起工し同十七年完成してから灌漑面積1,200町歩

余となり現在に至って居る。

尙池築造以前これらの土地は見取場たりしが完成後は定免地とされた。

2 用水組合

池及用水の管理統制に任ずる組織として、雄蛇池用水組合がある。慶長以来の申合せ団体にして江戸時代の村（現在の部落）を構成単位とする村落連合組合である。

此の用水組合には二つの機関がある。すなわち意思機関としての参会と執行機関としての堰守である。

参会は各村（現在は部落）の代表者（現在は区長）として田中部落二名其他の部落一名を以って構成されて居り、毎年三月の峰廻りの時及び番水の際に招集される。

各部落の代表者の選任は旧慣に基づき推薦制をとっている。以前はこの代表者は水利委員として部落長以外のものが、その位置についてのであるが現在は区長が代表者を兼任する形になっている。

従って井組の各区の水利代表者は区長になると共に水利委員であるという二重の側面を有するものである。

尙この代表者は従前は特定の家格のある地主層が輪番に選任されておつたが、現在は若干変質している様である。

任期も相当長期に亘つたようであるが現在は二年交代であり、無償で名与職である。

堰守は慶長以来世襲制を守り、現在も築造当時の堰守であつたといわれる八郎兵衛の子孫である松戸重太郎及分家の坂巻子之助の両氏とその任に当っている。

世襲制の理由については明らかでないが当地の古老の語るところによれば、池築造の当時に先祖の八郎兵衛は池築造について特別の功績を立てたがため堰守に任ぜられ、以後代々堰守に任ぜられるようになったということである。

堰守の任務の主なるものは、

- (a) 番水の執行。
- (b) 池及入会山の管理。
- (c) 井組各部落への連絡。
- (d) 参会に関する庶務会計。
- (e) 其他。

以上のようになっている。

堰守に対する報酬は番給と称せられ、年額玄米四石八斗で食糧管理法施行以前は現物で支給されておつたが、現在は生産者価格に換算して金銭で支われている。

この番給の財源は左の負担割にて各部落より徴収されている。

田中三斗、大豆谷三斗、山口、福俵、台方、東金、押堀、堀上、川場 各々六斗。

右に依つて見るに、田中及大豆谷は他部落の半額であることがわかる。

大豆谷の半額なるは水利権の強弱関係を示すのではなく、当部落は部落内の水田には全然配水を受けておらぬが部落民のうちで田中等へ出作している者に対する配水への負担額として、半額を支払うわけであるが田中部落の場合は水利権の強さを示すと共に地元なるが故に、池の直接管理に任じておるという理由に基づいている。

参会招集の手続は峰廻りの際は田中代表者より各区、代表者に毎年三月に参会の日時、場所を通知するを以つて通例とする。峰廻りは池の周囲を一廻りして池の破損箇所の有無を検査し、破損箇所あるときは旧慣により田中部落の番水量半減の処置を取ると同時に、破損箇所を修理せしめるためである。

番水必要の際に行う参会は田中代表が任意に招集するわけではなく、三部落以上より番水の要求があるときはじめて招集日時、場所を各部落に通知するわけであるが、実際には二部落より要求があるときは田中部落を加え、三部落となし規定に従って招集されているようである。

参会の議席は次に示す如く、旧慣により定められているがこれは、各部落の水利権の強弱関係を或る程度まで表現しているようである。

副議長席	田中	台方	東金	堀上
議長席	田中			
		山口	福俵	大豆谷
			押堀	川場

議長、副議長は田中代表が独占している。

明治以前は山口代表が議長及び副議長の席にあったが明治年代に入ってから、両者の間に地元争が起り田中の勝利となり、それ以後現在に及んでいる。

議事は多数決によらず、全員一致の制度を取っているが、これは形式で実際には田中代表の発言により全員賛成の形を取っておとのことである。

参会の定足数については特別の規定はなく、慣習的には三区代表の出席でも開会され、決議もされているようである。

参会の権限は次の事項を議決することである。

- (a) 番水に関する事項。
- (b) 池及幹線水路の維持、改修に関する事項。
- (c) 水利費負担に関する事項。
- (d) 入会山の管理に関する事項。
- (e) 池及入会山の利用に関する事項。
- (f) 其他

3 番水

此の地方に於ては、灌漑期に於ける雄蛇池の水を特に「番水」と称し、他の小川からの用水と区別している。

又雄蛇池用水でも苗代仕付けのための水は特に「苗代水」と称している。

各部落の水田は一般に「番水田」と「地水田」とに区分されており、番水田は雄蛇池の水に完全に依存する水田であり、地水田はそれ以外に小野川及び滝川の溝渠から、用水を受けることの可能である水田の意味である。

番水割は参会に於て順位が決定されることは前に述べた通りであるが、それは旧慣に基づいて行われるのであるが、その順位は一定しているものではなく、参会の都度異なるのである。分水量は耕地面積によるのではなく部落単位とし大豆谷を除いては皆平等である。次に最近の番水割の事例を示そう。

昭和24年の事例。

一番水、昭和24年7月19日参会にて決定。

水量5尺9寸。

日	時	水量	順位
7月20日	午前7時—7月21日午前7時	4寸4分	山口
// 21	// — // 22 //	4寸5分	福俵
// 22	// — // 23 //	4寸6分	台方

水利権に関する法社会学的研究

7月23日午前7時—7月24日午前7時	4寸7分	田中
// 24 // —// 25 //	4寸7分	押掘場
// 25 // —// 26 //	4寸8分	川場
// 26 // —// 27 //	4寸9分	堀上
// 27 // —// 28 //	5寸	東金
// 28 // —// 29 //	2寸5分	大豆谷

二番水 昭和24年7月28日決定

日 時	水 量	順 位
7月29日午前7時—7月30日午前7時	5寸	山口
// 30 // —// 31 //	5寸3分	福俵
// 31 // —8月1日午前7時	5寸7分	台方
// 1 // —// 2 //	6寸2分	押掘場
// 2 // —// 3 //	7寸5分	川場
// 3 // —// 4 //	8寸3分	田中
// 4 // —// 5 //	9寸2分	東金
// 5 // —// 6 //	5寸	大豆谷

三番水 昭和24年8月5日決定

日 時	水 量	順 位
8月6日午前7時—8月7日午前7時	2寸	堀上
// 7 // —// 8 //	3寸	福俵
// 8 // —// 9 //	4寸	川場
// 9 // —// 10 //	5寸	押掘場
以下		東金

昭和26年の事例

一番水 8月11日参会にて決定

日 時	水 量	順 位
8月12日午前7時—8月13日午前7時	2寸	山口
// 13 // —// 14 //	2寸5分	福俵
// 14 // —// 15 //	3寸	田中
// 15 // —// 16 //	5寸2分	堀上
// 16 // —// 17 //	5寸8分	川場
// 17 // —// 18 //	6寸4分	押掘場
// 18 // —// 19 //	3寸五分	台方
// 19 // —// 20 //	7寸8分	東金
// 20 // —// 21 //	4寸	大豆谷

上記の事例に依り明らかなように番水は毎年行われるものではなくその年の用水の必要度により早ばつの年には回数を多くするのである。

明治以来の記録によれば、最も多く行われたのは昭和15年の大早ばつの際は四番水まで行われているが、平年は一番水ないし2番水である。

順位に於て山口が第一順位であるのは水利権の優越を示すというわけではなく、山口の地盤が高位にあるので水位の高いときに、引水せねば通水困難なためである。

分水量の決定は部落割として耕地面積に依らないが実際には、早ばつの程度を考慮して行わ

れている。

大豆谷の半量は前に述べた理由に依るのであるが、田中の場合は往古に於ては大豆谷同様に他村の半量であったのが、明和3年の取極めにより他と同様になったことは次の証書に依つて明かである。

男蛇池水面定証之事。

九ヶ村用水雄蛇溜池の義古来より八ヶ村一昼夜宛番水引来候処近来池水致不足5月上旬の内池水潤れ仲間村々一統致難儀候。雄蛇池の義者出水湧水無之天水溜池の義依之当年仲間寄合致相談候意趣者右溜池霖雨又者大雨洪水の砌池水溢堤通り無覚東為心得古来より空川堀置候此場所毎年仮留め切普請之義故平生川魚等に被破殊に急雨の時杯者被押破池水甚致下足自然と用水不足の年及数度候付此度相談相知り水門の笠木下端面より溜水一盃之以分量水面杭立置田中村名主役人惣百姓に至迄相頼水面杭一盃に水溜り候様に世話仕候筈に相極り申候。依之水平割余計に為引取番水八ヶ村併に引取可申候田中村之義者右溜池番水日割の義大豆谷と組合両村にと一ヶ村に相立勿論普請諸入費等も両村にて一ヶ村分差出来候。

此度溜水世話仕候付仲間村々同様に番水引取候筈に相極り申候。然る上者雄蛇池之義自今田中村申合昼夜堤空川通迄心を付水面杭一盃に水溜申筈に相極候。然共天災者格別年々三月中立会致之節致等閑候義有之候はゞ番水申分割を以引取可申定候且溜池普請人足諸入用等は是迄之通大豆谷村可為同様候為後証仲間村々連印仍而如件。

明和3年戌6月12日

田中村外関係村名主一同連署

此の文書によれば、田中村は他村と同量となると同時に池の管理責任を負担するに至っている。もしその管理を怠り池に破損の生ぜしめるような場合は、番水量半減せしめられる取極めとなっておるのであり、その破損の有無を検するのが、例年3月に行われる峰廻りと称する慣習である。

しかしながら、此の取極めが根拠となり池の直接の管理責任と管理権が田中に帰属していることになり長年間にこれが慣行として実行せられる間に、遂に田中部落はこれが特権的な形態を形成するに至り、現在に於ては各種の点に於て他部落に対して優越的地位を有している。

分水の方法は分水尺に依る水深の測度と時間との両者を併用しているが、実際には分水尺が基準となり、一昼夜番水となっておっても水尺による割当量だけ放出されると時間内でも水門は閉されるのである。

4 通水及部落内の配水。

かくして分水された水は堰守及水利委員の管理のもとに山口、田中は小野川筋及用水路により、福俵は小野川及滝川両川筋並に用水路により、旧東金関係部落は滝川筋及用水路により各部落に配水されるのである。

各部落に於ては当該部落に於て選任したる水利掛(区吏員)により各部落毎に定められる基準により部落内の小部落及農民に配水されるのである。

一例として福俵部落の配水慣行を次に述べよう。

此の部落は荒井、西門、東門、宿、小野、蛇島の6つの小部落より構成されて居り、参会の決定に基づき分水された水は水利掛の管理に移るのであるが、この水利掛は専門の吏員ではなく区吏員が番水が行われた際に部落内の用水管理の任に当ることになるので、平素は区吏員として部落の行政一般に任ずるわけである。

その区吏員の構成は区長1名。区長代理2名。会計係2名。一般吏員4名計9名より成り各部落から1~2名推薦されて部落の寄合によりて決定されるのである。区吏員に選任される者

は農地改革以前は地主層のみで独占されて居たが現在は耕作農民からも進出して居ることは後に部落構造の項に於て見る通りである。

かくして選任された、区吏員たる水利掛の管理により配水されるのであるが、これには次の方法が取られている。

(a) 滝川筋を通ずる用水。

此の用水は(1)図の示す如く東日増、西門、荒井、丹の内、高畑、八島、蛭田、内容 新畑、砂田、井戸田、堰の内、仲仙道、前置、幸谷田、手樋先、井戸尻、下谷、立野、鍋田等の地区に配水されるのであるが荒井水門(一名勘兵衛樋)により本流七、内谷方面二、日増方面一の割合で分水されるのである。

分水された水は上流より順次に農民個々の水田に配水されるわけである。

(b) 小野川筋を通ずる用水。

此の用水は(2)図のように一丁目、二丁目、上三丁目、下三丁目、山口田、蛇新田、蛇田の地区に配水されるのであるが各地区への分水割については特別の定めがなく上流から順次に配水されて居る様である。

両用水とも、農地改革以前は早ばつの際は地主中心に配水されたとのことであるが、現在は耕作者全体に公平に分配することを主眼として、水利掛の管理のもとに行われるわけであるが終戦後の部落秩序の動揺により、我田引水的傾向が表われて居ると部落内の識者は嘆じている。

(5) 用水譲渡、及び用水権移転。

用水権の売買は行われておらぬが用水そのものは、部落対部落、例えば田中と福俵。

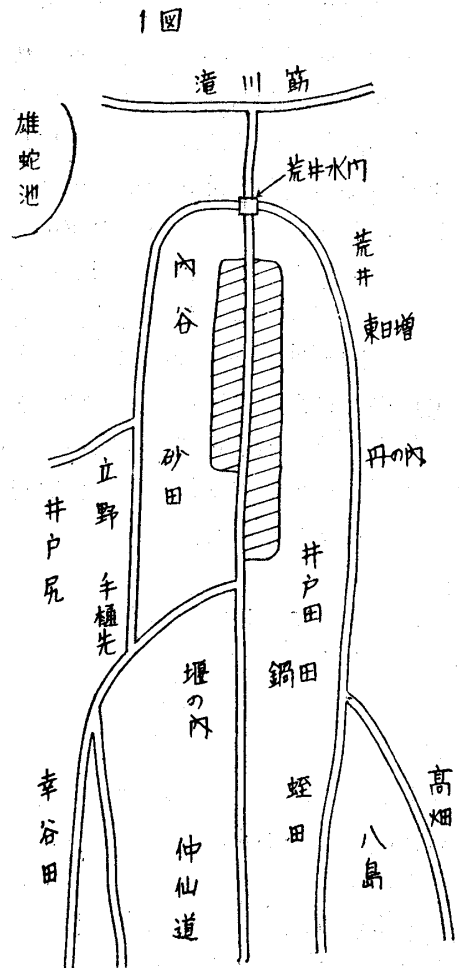
台方と東金等で行われており、農民個人の間でも行われているようである。いずれの場合に於ても完全な形での売買ということは出来ないようである。例えば、部落対部落の場合是一方の部落の余水を下流の部落に分けて与えるという程度でそれに対し「お礼」という形で相手部落の水利掛が簡単な会食をする程度の酒肴を贈っている位である。

用水権の移転関係については、此の地方では用水権は土地に附随していると考えられて居るので、用水権だけの移転現象は見られない。従って農民は農地を媒介としては用水権の主体であると意識しているから、今次の農地改革により農地所有権と共に用水権も移転すると意識されており、何等の問題も発生しなかった。

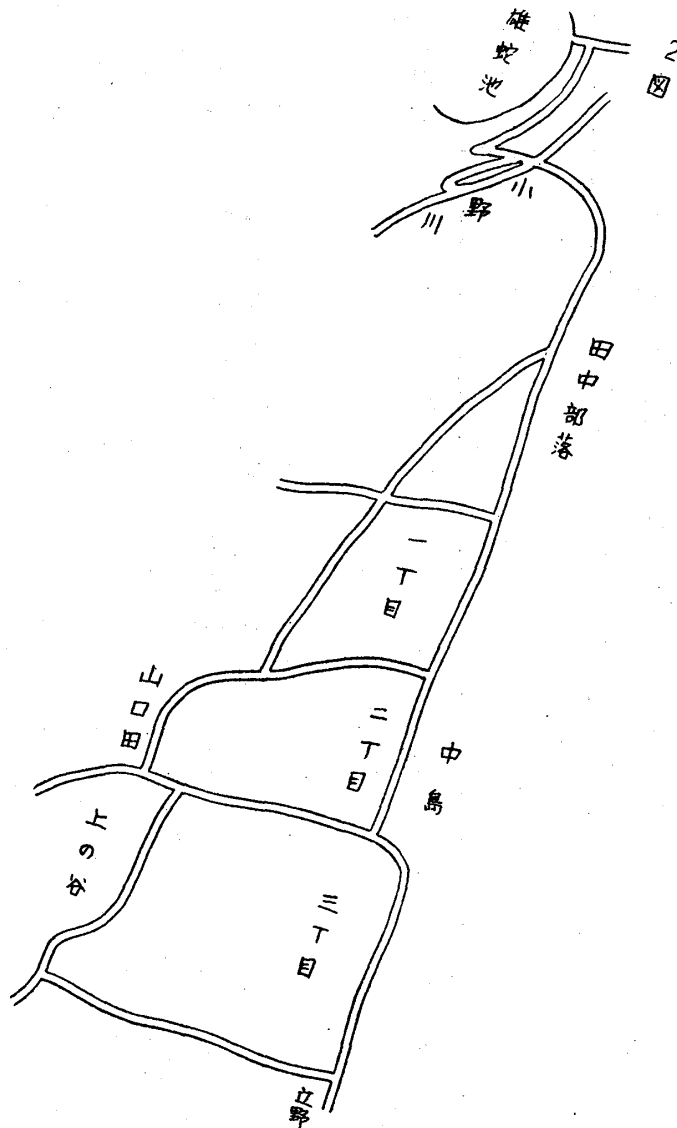
(6) 水利費

池及幹線水路の管理費、会議費、番給等は用水組合より直接支払われる。その財源は水利費として別個に徴収されず区費の中から用水組合に納入される。区費は福俵部落の例によれば、農地改革前は一部分を全戸数の戸別割に、大部分は地主に対して地租1円に付き式拾弐の割合で、賦課しておったが農地改革後は耕作面積割が5割、所得税割が4割、戸別割が1割という比例で賦課するようになった。

第1図



第2図



各部落の用水組合との水利費負担の割合は、田中と大豆谷が他部落の半額で他は平等である。田中の半額なるは地元であると同時に、池及入会山の管理責任を負担するが故であり大豆谷の半額は分水量の半額なるによるのである。分水量の半額なる理由については前に述べた通りである。

用水路支線及部落への通水、部落内の配水管理に要する経費は、各部落が単独で負担するから福俵区に如く、用水のために灌漑期に於ける50樋及百樋の堰番の経費等相当多額になるようである。

(7) 水論

残存せる古文書について、水論関係を拾って見ると次のようである。

年代	当事者	原因
承応3年	養安寺—用水組合	養安寺農民池の周囲の入会地耕作せるによる。
明暦元年	同 前	同 前
寛文2年	同 前	養安寺村より代官所へ入会地開懇願提出による。
延宝4年	同 前	同 前
延宝8年	同 前	同 前

この表に依れば、争論は池築造のために田地を失った者と用水団体との間に池の周辺の其地の開懇可能地をめぐる、展開されているが結局は池の周囲に於ける新田開発ということよりも、水源保護による水村々の利益を重んずるという方向に落付いたようである。

(8) 部落構造

次にこれらの水利慣行が、如何なる村落の経済構造によりて支えられているかを便宜上前に述べた福俵部落について見ると

(a) 職業人口構成 (昭年27年)

職業別人口 (昭和27年)

職業	世帯	人口
農業	115	681
商業	2	11
大工	1	7
屋根職	1	6
石工	1	6
佐官	1	5
公務員	6	28
其他	11	47
計	138	791

(イ)、(ロ)の表から明らかなようにこの部落は畑及山林の所有は極めて少面積であり、山林に於ては1町歩以上の所有者は2戸に過ぎず総戸数は11戸に過ぎない。亦畑に於ては1町歩以上は1戸に過ぎず殆んどが5反以下である。従ってこの部落の農業経営は、水田のみに依存しておると見ることが出来る。水田単作地帯としての性格を明らかに示す部落であるということが出来るであろう。

(c) 経営構成

以上のように、この部落の農業経営は水田に殆んど依存しており、畑の農業経営上の意義は小さいので、次に水田を中心とした経営構成を示そう。

この表で明らかな様に、この部落の職業は殆んどが農業であり、従って純農村的な性格が強い部落と見ることが出来る。

(b) 耕地、山林所有別構成。

(イ) 耕地、山林所有別構成(昭和20年)

面積	地目	田	畑	山林
5反以下		34戸	56戸	8戸
5 ~ 10		16	3	1
10 ~ 15		8	1	0
15 ~ 20		6	0	2
20 ~ 30		5	0	0
30 ~ 50		1	0	0
50 ~ 100		0	0	0
100以上		2	0	0
計		72	60	11
面積合計		1564反	172反	72反

(ロ) 耕地、山林所有別構成 (昭和27年)

面積	地目	田	畑	山林
5反以下		53戸	84戸	8戸
5 ~ 10		23	3	1
10 ~ 15		15	0	0
15 ~ 20		3	0	2
20 ~ 30		3	0	0
30 ~ 50		1	0	0
50 ~ 100		0	0	0
100以上		0	0	0
計		98	87	11
面積合計		1564反	172反	72反

(イ) 農業経営面積別戸数(昭和20年)

経営面積	自作別					計
	自作	小兼作	小兼作	自作	自作	
5反以下	0	3	0	23	26	
5 ~ 10	0	3	6	18	27	
10 ~ 15	3	9	17	7	36	
15 ~ 20	2	10	5	6	23	
20 ~ 30	0	3	2	1	6	
30以上	0	0	0	0	0	
計	5	26	30	50	118	
面積合計	66反	474反	529反	492反	1564反	

(ロ) 農業経営面積別戸数(昭和27年)

経営面積	自作別				計
	自作	小兼作	小兼作	自作	
5反以下	8	13	0	21	
5 ~ 10	4	22	0	26	
10 ~ 15	7	31	0	38	
15 ~ 20	5	18	0	23	
20 ~ 30	0	6	0	6	
30以上	0	0	0	0	
計	25	90	0	115	
面積合計	249反	1315反	0	1564反	

この表の示すように、農地改革により小作及小作兼自作の階層が消滅して居るが経営面積の構造には余り変化がないことがわかる。即ち今次の農地改革はこの部落の実態から見れば、唯農地の所有権を耕作者に或る程度まで移転する機能を果たしたと見ることが出来る。この点に

於て農地改革の目的の1端を達成し得たと結論し得るであろう。

(d) 区吏員の耕地所有及経営面積。

(i) 農地改革前吏員たりし者

氏名	改革前の面積		改革後の面積	
	経営	所有	経営	所有
A	177.04	240.28	177.04	240.28
B	287.15	270.00	287.15	270.00
C	182.01	91.17	182.01	91.27
D	224.22	172.07	224.22	172.07
E	165.21	138.12	165.21	138.12
F	201.04	146.27	201.04	146.27
G	186.21	43.12	186.21	43.12
H	144.22	40.16	144.22	40.16
I	188.14	184.12	188.14	184.12
J	185.05	110.12	185.05	110.12
K	147.20	307.17	147.20	307.17
L	94.27	91.17	94.27	94.27

(ii) 農地改革後吏員たりし者

氏名	改革前の面積		改革後の面積	
	経営	所有	経営	所有
M	76.16	11.14	76.16	76.16
N	180.04	55.26	180.04	180.04
O	251.14	76.15	211.14	180.28
P	134.17	0	134.17	91.17
Q	144.23	140.27	144.23	140.27
R	141.04	24.02	141.04	121.04
S	144.22	40.16	144.22	140.27
T	175.16	0	175.16	140.03
U	128.28	88.22	128.28	88.22
B	287.15	270.00	287.15	270.00
D	224.22	172.07	224.22	172.07
J	185.05	110.12	185.05	110.12

この(i), (ii)から吾人は山林所有面積が少なく、山林所有の広狭が村落支配に殆んど意義を有せざる水田単作地帯に於ける村落支配の関係は、農地所有の関係が決定的な要素であることを示して居る。今次の農地改革を楔機として、この部落の支配階層は1変した様相を示して居りわづか3戸のみが辛うじてその支配層としての地位を維持して居る。この3戸は部落内に於ける上層部に位し農地改革の前後を通じて、所有並に経営規模に於て変更なく自作農層に属して居ることも理解される。

水利権の強弱関係から考察すれば配水の先後、配水量の多少等の如き直接的な強弱関係の表われは現在は見られないが、配水管理権の行使という水の管理権を媒介として間接的な形として強弱関係が表現されて居る。即ち部落内に於ける水の管理権は区吏員たる水利掛によりて、行使せられるのであるから、この区吏員に選任せられる階層が水の管理権を掌握しておるわけであり、強き水利権を有するものと解釈することが出来る。

その強き水利権を有するものは、農地改革の前後に於て實質たる農民そのものについては相異しているけれども、上層部に属する自作農民である点に於ては変りはない。土地所有の面から見れば農地改革前には、10町歩以上のものが2戸ありしが不在地主として他町村に於て農業以外の職業に従事しており、従って部落内に於ける支配権は有せず農地改革に依り農地は殆んど買収され宅地のみ残存せる状態に立ち至っている。この点は山林地主の存在する他の部落と相異なる特殊な点ということが出来よう。

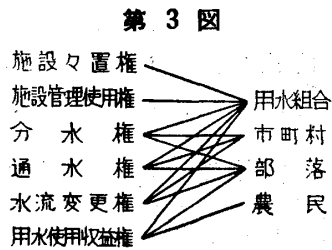
2 慣行、農業水利権の構造と村落構造。

(1) 水利権の主体及び内容と村落構造。

慣行水利権の主体は権利の構造に即して考察することが必要である。何んとなれば慣行水利権は、近代的水利権というよりは封建的水利権の性格を極めて多く残存しているからである。

言うまでもなく総体的水利権としての封建的水利権の構造は灌漑水及びこれに関連する物的及人的施設に対する使用収益権と行政的管理権及私法上の占有権とが未分化の状体であろうが、吾人はこの慣行水利権の内容を不明確ではあるが幾分類型的に区分することが可能であると思うので、この区分に従ってこれが帰属主体を考えることが出来るのである。

斯様な考え方から、慣行水利権の内容とそれが主体とを次のように考えることができる。す



すなわち慣行水利権の内容は用水施設設置権、施設管理使用権、分水権、通水権、水流変更権、用水使用収益権等の個別的水利権に区分することが出来る。而して各個別的水利権は各々その主体を認めることが可能である。各個別的水利権は村落連合組合を最上位の主体とする場合分水権、通水権、水流変更権、用水使用収益権は部落を次位の主体として、用水使用収益権は農民を最下位の主体として考え得るであろう。

すなわち慣行水利権の主体は単一的でなく、複合的重疊的であるのである。しかもこの構造は慣行水利権の近代化に伴い、その重疊的構造は分解されて単一的構造への推移を辿るであろう。これと同時に総体性は個別性へと分化するであろう。

農民の用水使用収益権に着目するなれば、慣行水利権の分化の過程を通じて耕作農民の用益権強化確立への道をたどると共に身分及土地所有を直接の媒介とせざる耕作権を媒介とする用益権へと生長するであろう。近代的水利施設を有する進歩せる土地改良区に於ける農民の水利利用権と遅れた形態にある申合組合の支配下にある農民の水利利用権とを比較すれば、此の点は明らかである。

次に権利主体そのものについて見るに、前述の事例の場合は村落連合組合であるが用水の団体は一般に村落組合、市町村、水利組合、耕地整理組合、土地改良区の五つの典型的な型態を認めることができる。勿論法律的には土地改良区への帰属が要求されているが存在型態としては五つの類型を認め得ることが可能であり、実質的には純粋な形態で存在せず全類型が混同されたような型態のものが村落組合的なものと土地改良区的なものとを両極として各種の段階のものが存在している。

遅れた型態としての村落組合の場合は、封建的性格の強きもの程構成単位としての部落の水利権の主体性が強く表われ二次的な分水権、管理権、使用収益権が強化されており、農民個人の水利権は薄弱であるのみならず村落組合連合体自体の権利も施設設置並に管理権に現実的には局限される結果をあらわしておる。

比較的近代化した型態としての土地改良区の場合は、用水使用権と施設並に用水管理権の帰属は比較的明確に分化し、前者は耕作農民に後者は土地改良区に帰属して居る現象は明らかに見られる所である。

水利権の主体としての農民には地主、自作農、小作人、農業奉公人等区別することが出来るがこれが権利主体としての地位は彼等が所属する用水団体及部落の性格との関連に於てのみ理解し得ることである。

すなわち用水団体、部落等が封建的性格が強い場合は地主及自作農以外は、その主体性を認められず地主の補助機関的地位として考えられている。水利権を農民との関係で見ると、その変転の過程は主体の面に於ては地主から耕作農民への過程をたどっているようである。

(2) 権利の客体と村落構造。

農業水利権の客体は水であるがその水の存在の様相から河川、湖、沼、溜池、沢、泉、地下水、井戸等に区分することができる。

此の存在形態の相異に依り、農業水利権の構造に異なる影響を及ぼすものである。およそ農業に於ける水をめぐる人間関係は次の四つの段階が存在する。

- (a) 自然水を用水化する過程。
- (b) 農業用水の直接使用可能状態を作出する過程。

(c) 農業用水の使用過程。

(d) 用水の自然水化の過程（排水過程）

而して水の存在形態如何により、各段階に於ける人間関係の様相を異にすることは勿論同一形態に於ても性格を異にするに従って異なる結果を生ずるであろう。

従って農業水利権の具体的内容は権利客体たる水の存在形態と農業土木技術とに左右せられることが大であるといわねばなるまい。此等両者の関係の詳細なる分析は他日に譲るが、前に述べた例の如く、溜池を客体とする場合は自然水を用水化するための当時の農業土木技術を前提とする溜池築造をめぐる人間関係がこの溜池を客体とする水利権の構造に多く影響を与えることは明らかであり、溪谷より出づる泉を客体とする場合は用水化の過程をめぐる人間関係には重要性がなく、用水使用過程をめぐる人間関係が水利権の構造を規定する重要な要素となるであろう。

尙前述の権利主体との関連に於て見るなれば、用水団体の水利権の客体は用水及用水施設全体を客体とするがこの用水団体の構成単位としての部落は部落内の用水及用水施設を客体にするに過ぎず、農民個人の場合は自己支配の農地に導入することの可能である状態に置かれたる用水及農地内の用水のみを客体とするに過ぎぬであろう。

尙水利権の客体接近の仕方は客体自体の形態と共に主体の側に於ける水利技術以外に、政治力及経済力が重要な規定要件となるものであるから、かゝる意義に於て水系社会の政治、経済の構造は重大なる意義を有するものである。

(3) 権利の成立と村落構造。

慣行農業水利権は主として用水利用慣習に基づき成立するものであるが、必ずしも慣習によりてのみ成立するものでもない。

特許又は許可に基づいて成立せる水利権でも、成立後長年月を経過しその間の慣習によりて変更されて殆んど慣習にのみ依存せる形態となっているものは慣行水利権と見ることが出来るであろう。前に述べたる雄蛇池水系の水利権はその好例である。

斯る現象は村落社会の生活関係が慣習に支配される領域の大なる地域に於て多く見られるものである。

慣習に基づき成立する水利権は慣習の内容を異にするに従ってその構造を異にするものである。

而して慣行の内容は客体の型態の相異によりても異なるであろうが、それと同時に客体への接近の仕方によりても異ってくるものである。客体への接近の仕方は

(a) 水利施設築造過程。

(b) 水利施設管理過程。

(c) 分水過程。

(d) 通水過程。

(e) 用水使用過程。

(f) 排水過程。

以上六つの過程がある。従って或る場合には全過程に亘る慣行の集積が行われその結果として總体的水利権としての構造への生長が見られる場合がある。

或る場合は1過程に於てのみ慣行の集積が見られそれが権利へと生長し、個別的な水利権として用水使用のみが権利化せる場合もあり、分水関係のみ権利化せる場合もあるという現象が発生するのである。

慣習により成立せる水利権もその後の立法により成文法の枠内に入れられることにより、成

法上の水利権となることは勿論である。

(4) 水利権の強弱と村落構造。

水利権の強弱関係の現象的側面は番水の順位、分水量の多少、経費負担の多少、施設及用水管理への参加程度用水に便なる土地所有の獲得等が主なるものであり、これが形成される要因としては

- (a) 自然的地理的条件即ち地元の有無。
- (b) 水利権取得の時期の先後。
- (c) 水利施設築造に関する巧績の多少。
- (d) 歴史的政治的理由。
- (e) 旧田と新田との関係。
- (f) 社会的経済的理由。
- (g) 施設及用水の管理責任の多少。

以上の要因の一部又は全部に依存するものである。

同一水系に二つ以上の用水団体の存在する場合は(b)、(d)の要因に依存するものが多く、同一用水団体内特に部落内の強弱関係は(f)に依存する場合が多く見られる。

従って村落構造と水利権強弱との関係は部落内に於ける用水支配の関係をみぐって、展開されるものである。

調査事例から理解されることは現象面としては分水量、番水順位等には比較的表われておらず水利費負担の多少又は形態という面と施設及用水管理への参加程度という間接的な側面に表われておる。

例えば前に述べた福俵部落の場合について見れば、農地改革の前後を通じて多少は耕作農民への傾向は見られるが、依然として地主的自作農階層が用水管理の権能を有しているようである。すなわち部落内に於ける水利権の強弱関係は土地所有関係と不可分関係にあることが理解される。此の場合、吾人の調査事例では土地所有も単なる所有ではなく、在部落内の農業経営と結びつく地主即ち在村の地主的自作農が強い水利権を有するようであり、不在地主は土地所有は水利権支配にはその機能を發揮しておらぬ様である。

今一つの水利権強弱関係の表現形式としての水利費負担の多少及形態に於ては、負担量そのものとしては表われず負担の形態としてあらわれてくる。

例えば小農層及小作農層は「川ざらい」堰番等の労力による負担が多く、役職層に位する地主的自作農はこれらの労力負担を免れるという状態である。

(4) 水利権移転と村落構造。

農業水利権の移転は権利そのものが土地を媒介とせず、直接に人と結合し持分権化することにより生ずる現象である。

従って水利権が土地に附随して居るものであると意識されて居る社会構造のもとに於ては、土地の移転に伴って移転するが故に水利権のみの移転関係は成立しない。吾人の調査例では用水そのものの移転は見られるが、水利権の移転関係は見られない。

農林省の調査事例には若干見えている。社会構造との関連に於て考察するなれば、権利そのものの、移転はなく用水の譲渡関係が見られしかもそれが上流部落と下流部落、下流農民と上流農地の近接せる相互間に於てのみ行われ、その形も完全なる売買の形ではなく上流者の下流者に対する恩恵的な用水譲渡に対して下流者がこれに対して「お礼」をすると、現象は村落協同体的性格の側面を表現せるものということが出来るであろう。

(5) 水論と村落構造。

凡そ争は当事者間の利害相反することに起因するのであるが、この利害相反関係生成の契機は多種多様である。農業用水の場合について見れば次の場合が普通である。

- (A) 堰、樋等水利施設の新設、改造、変更に関するもの。
- (B) 分水及分水石に関するもの。
- (C) 通水作業に関するもの。
- (D) 番水制の不備に関するもの。
- (E) 引水時の不一致によるもの。
- (F) 利用形態の相違に関するもの。
- (G) 当事者間の勢力関係の変転に関するもの。
- (H) 農民の規範意識の未成熟に関するもの。

等があるが同一用水団体内特に同一部落内に於ける水論は(H)の原因に基づくものが圧倒的に多い。

水論の特殊性としては農民相互間の場合でも共同体なる用水団体相互間の場合でも、突然的に発生する場合が多く、しかもそれが一時はきわめて強烈であるが、長期間に亘り計画的に行われることは稀である。勿論部落対部落、用水組合対用水組合の場合はその争が集積することにより宿敵の如く対立して対立的な社会関係を形成する例もある。

水論解決の過程は才判所其他国家権力の介入によりて解決される事例は、用水組合対用水組合の場合の水論でも当事者間に於ける和解又は妥協工作が前提とされ、それにより解決の不可能な場合のみであり多くは和解又は妥協によりて解決されて居る。特に部落内に於ける水論は和解又は妥協によりて解決されている。

これは江戸時代に於ける水論訴訟が内済主義の原則を取り来たりしたためでもあるが、それと同時にその内済主義を必然ならしめた日本農村社会の構造自体の性格にも依存せることを見逃してはならない。

日本農村社会の前近代的性格は客観的事実を客観的規範に基づく、黒白の評価を媒介とする社会秩序の維持を原則とする段階に達せず、具体的なる人間の権威に基づいて争を解決するという手段によって農村秩序を維持しているのである。換言すれば「顔の権威」による秩序の維持である。

この現象は農業自体が不動の土地を基盤として成立して居るがため、農民の居住の自由が職業転換の自由度に依存して居るといふ宿命が農民個人の権利意識が共同体意識のために押しつぶされるという現象を招来するものであり、村落内の有力者と称する人物がこの農民の共同体意識を利用するという現象があらわれるのである。従って水論に限らず村落内の争は、その解決の過程は前近代的性格の強い村落程斯る傾向が強いものである。

(6) 慣行農業水利権の消滅と村落構造。

慣行農業水利権の消滅の原因としては

- (a) 河川其他権利客体の消滅。
- (b) 利用行為の廃止。
- (c) 消滅時効。

等が主なるものであるが村落構造との関連に於て考察さるべき原因は利用行為の廃止と消滅時効の問題である。

凡そ権利形成の前提は主体、客体の両面に存するのであるが主体の側面に於ては客体利用欲望と利用能力の存在であり、客体の側面に於ては主体に対する欲望充足性と利用可能性とが第一次的前提であり、この前提の上に主体の欲望に対する存在量の稀少量が客体に対する支配関

係を社会的統制力特に国家権力を以て規制する必要を当該社会に於て、認識することにより一つの強制秩序が社会形象として成立することによりて権利関係が成立するものである。

従って農業水利権関係に於ても、これを成立せしめる前提条件を消滅せしめるものとしての利用行為の廃止並に消滅時効完成は当然に水利権を消滅せしめるものである。而して利用行為の廃止並に消滅時効原因等の発生は村落の経済構造の変化により、用水利用の不必要なる状態の招来するに依るのである。

この場合相対的な消滅現象として権利移転の現象及び絶対的な消滅現象として、従来の水が他の用水として利用される場合又は、全然自由使用以上に利用せられない場合も生ずるのである。

主なる参考文献と論文（農業経済関係は省略）

岡田文秀 水法論。
 安田正鷹 水利権。
 同 水の法律。
 武田軍治 地下水利用権論。
 渡辺洋三 農業水利権の研究。
 喜多村俊夫 日本灌漑水利慣行の史的研究。
 小林三智次 農業法研究。
 武井群嗣 水に関する学説判例，実例総覧。
 安田正鷹
 農林省 農業水利慣行調査（大正14年昭和9年）
 同 農業水利紛争調査。
 Aubrey J. Spencev, Dixon's Law of the Farm, 1904
 John B. Gveen, Law tor the American Famer, 1923
 H. Stuart Moove, Law of Water.
 Fvanz Dochow, Land wirtschaftrecht. 1927
 美濃部達吉 慣習法上の公水使用権（法協52巻）
 同 公の流水に於けるかんがい用水権の性質と効力（法協34巻）
 同 判例にあらわれた水法（法時報3巻）

鶴崎多一 本邦農業水利制度概観。
 同 農業水利立法の諸問題（法時報3巻）
 大竹秀男 農業水利権の近世的態容（法学15巻）
 同 近世農業水利組合の性格（法学14巻）
 同 近世水利訴訟法に於ける内済の原則（法制史研究1）
 渡辺洋三 農業水利権に於ける権利侵害（法時報25巻）
 石坂音四郎 河川使用の法律関係（京法4巻）
 中川善之助 水利権と耕作権（私法3号）
 西崎正 徳川時代に於ける農業水利の権利関係（国家学会誌41巻）
 石田文治郎 ローマ法を中心とする水利権（法学論叢23巻）
 戒能通孝 判例に現われたる農業水利権（民商法雑誌7巻）
 柳川真佐夫 農業水利権に関する研究（司法六輯）
 市村光恵 公水と私水（京法4巻）
 池田宏 輓近水利法の傾向（京法12巻）
 拙稿 千葉県に於ける農業水利権の調査研究